

平成18年12月18日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内 智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦 泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里已  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義  
次長兼総務係長 黒川和広  
議事係長 松尾和久  
議事係員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	境	部	勝	行
福	祉	保	健	部	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	所	代	裕	志
北	方	支	所	次	隆	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	院	事	務	長
総	務	課	長	古	賀	甚
財	政	課	長	森		雅
企	画	課	長	宮	下	基
選	挙	管	理	委	員	会
事	務	局	長	古	川	正
監	査	委	員	事	務	局
長				山	下	眞
農	業	委	員	会	事	務
局				森	山	義
長						秀

議 事 日 程 第 7 号

12月18日(月)10時開議

日程第1	第151号議案	平成18年度武雄市一般会計補正予算(第5回)(質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第2	第152号議案	平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第3	第153号議案	平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第1回)(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第4	第154号議案	平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第5	第155号議案	平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第6	第156号議案	平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第7	第157号議案	平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第2回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第8	第158号議案	平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第9	第159号議案	平成18年度武雄市病院事業会計補正予算(第1回)(質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第10	第160号議案	平成18年度武雄市水道事業会計補正予算(第2回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第11	第161号議案	平成18年度武雄市工業用水道事業会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託)

開 議 9時59分

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき議案審議を続けます。

日程第1.第151号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算(第5回)を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第151号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正から成っております。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ340,581千円を追加し、補正後の総額を、それぞれ19,285,008千円とするものでございます。

それでは、内容について、補正予算説明書の方で説明させていただきます。

まず、歳出について御説明いたします。

補正予算説明書の(11)ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の歳出の補正は、主に事業費や職員給与費のこれまでの実績と今後の見込みによる補正を行っております。そのような補正要因以外のものの主なものについて申し上げますと、2款・総務費、1項・総務管理費の1目・一般管理費では、3節・職員手当等で、今年度の退職者が当初計画よりも増加する見込みから、職員退職手当の増額他の補正を行っております。

(13)ページの11目・積立金では、各基金利子の積み立てのほか、公共施設整備基金では平成16年度JR佐世保線連続立体交差事業負担金が返還されたことに伴い、返還金のうち43,000千円の積み立てを行っております。

(14)ページの4項・戸籍住民基本台帳費では、来年2月1日からパスポート発給事務が県から移譲されることに伴い、専用端末機の購入費ほか諸経費を計上しております。

次に、(18)ページの中段からの3款・民生費です。

1項・社会福祉費の1目・社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計への繰出金について、今年度の普通交付税算定基準に基づき、繰出金を増額しております。

4目・更生援護費では、障害者自立支援法に基づく事業に伴う負担金等を計上しております。

(20)ページの3目・児童福祉施設費では、私立保育所運営費負担金を増額しております。ゼロ歳から2歳児までの乳幼児の増加と、入所者が増加したことに伴うものです。

(22)ページの4款・衛生費では、1項・保健衛生費の3目・老人保健費で、後期高齢者医療広域連合負担金を計上しております。75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の実施に向けて、佐賀県後期高齢者医療広域連合が来年2月に設立される計画であり、広域連合の設立にかかわる準備委員会の経費及び2月以降の広域連合事務費に対する負担金でございます。

次に、6款・農林業費です。

(24)ページの1項・農業費、5目・農地費では、16節・原材料費で農道舗装用生コンクリ

ート等を支給するための経費の増額を行っております。また、19節・負担金補助及び交付金では、市単独土地改良事業補助金の増額を行っております。

次に、(26)ページ、中段の7款・商工費です。

1項・商工費の3目・観光費では、11節・需用費で観光大使名刺の作成費を計上しております。パスポート発給事務の県からの移譲に伴い、パスポート申請、受給者に武雄市の観光をPRしてもらおう観光大使となっただくことをお願いし、観光大使となっただく方に名刺を作成し、お渡しするものです。

また、15節・工事請負費では、市内4カ所に設置している観光看板の撤去費を計上しております。看板が老朽化していること、景観の向上を目指した施策を推進する観点から、看板を撤去するものです。また、19節・負担金補助及び交付金では、四季の丘フェスタ補助金について、今年度の開催が中止されたため減額しております。

次に、(27)ページからの8款・土木費です。

2項・道路橋梁費では、2目・道路維持費で、市道の台風13号による被害額600千円未満の小災害復旧費や、舗装補修工費を計上しております。

(28)ページの7目・道路整備助成事業費では、市道の舗装用生コンクリートを支給するための原材料費の増額を行っております。

次に、(31)ページ中段からの10款・教育費です。

1項・教育総務費の2目・事務局費では、13節・委託料で、人事委員会への不服申立て審理事務委託料を計上しております。旧北方町の元職員による不服申し立てに伴うものです。

次に、(36)ページの12款・公債費、1項・公債費の1目・元金では、平成16年度JR佐世保線連続立体交差事業負担金が返還されたことに伴い、負担金の財源として借り入れた市債の返還金ほかを計上しております。

13款・諸支出金、1項・公営企業費では、水道事業会計への繰出金を増額しております。主に高料金対策補助金にかかわる今年度の繰出基準額の確定に伴うものです。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入につきましても、主に歳出における事務費のこれまでの実績と今後の見込みによる補正に伴う補正を行っております。そのほかの要因による補正の主なものについて御説明いたします。

1款・市税、2項・固定資産税では、1目・固定資産税で東部開発にかかわる立地事業所における償却資産の増加等に伴い、増額の補正を行っております。

(6)ページの15款・県支出金、3項・県委託金の1目・総務費委託金で、県事務委譲交付金を計上しております。県からパスポート発給事務が委譲されることに伴うものです。

(8)ページの18款・繰入金、1項・特別会計繰入金、3目・国民健康保険特別会計繰入金

では、同特別会計が県から受け入れる財政調整交付金の中に措置されている健康づくり事業に対する算入分の繰り入れを行っております。

2項・基金繰入金では、11目・退職手当基金繰入金を計上しております。今年度の退職者が当初計画より増加する見込みとなったことから、同基金からの繰り入れをお願いするものです。

(9)ページ下段の20款・諸収入、6項・雑入の4目・雑入では、県営建設事業負担金返還金を計上しています。平成16年度JR佐世保線連続立体交差事業負担金が返還されることになったものです。

次に、予算書の1ページに戻っていただいて、第2条の地方債の補正について説明いたします。

今回の地方債の補正は、地方債の追加及び変更をするものでございます。

補正予算書の7ページをごらんいただきたいと存じます。

7ページには、地方債の追加の内容について記載しております。

8ページには、地方債の変更の内容について記載しております、それぞれ関係する事業費の決定に伴い、限度額の変更を行うものです。

以上、第151号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第5回）についての補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第151号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。予算説明書の(11)ページ、総務費の一般管理費の件でまずお聞きしたいんですけども、246,961千円、退職手当の増額になっております。総務部長の今の説明によりますと、当初計画からふえたという説明ですけども、気になりますのは、定年60歳ですけども、中途退職者がずっとふえてきているんじゃないかという、数字的にもですね。そういう60歳までなかなか、それは本人の都合でしょうから、いろいろ言えませんが、傾向としては中途退職者がふえてきているのは非常に気になるところです。そこで、定年退職を迎える人が何名、あるいは中途退職者が何名、その数を教えていただきたいと思います。

もう一つは、(25)ページの農林業費の6目・水源整備費ですね。これは当初予算では、19節の負担金補助及び交付金で2,651千円が組まれておりますけれども、これが487千円減額されております。これは合併に伴って、北方町がこれまで負担金補助及び交付金で進めてきたものが、武雄市と合併になりましたから、武雄市の予算に計上されるということでしょうけれども、そこで、嘉瀬川ダム対策協力会負担金、これは150千円の予算が丸々150千円減額になって、ゼロ円になるわけですね。それから、白石地区地盤沈下対策事業促進協議会負担金、

これも予算が151千円ですけれども、そのまま減額。これは協議会から脱退したのか、あるいは、負担金がゼロになるということは、富士町への協力金みたいな形が新聞で報道されたことがあったですけれども、それとの関係はどうなのかと。いわば全体計画が示されていないというふうに思うんですね。嘉瀬川ダムに関する事業を武雄市が引き継いだということもあって、一つは全体事業計画、時間がかかるようでしたら全議員に資料等々の配付をお願いしたいというふうに思います。

それから、筑後川下流土地改良事業促進協議会負担金、これは予算が492千円ですけれども、そのうち153千円が減額。これは促進協議会の負担金というのはずっと続いていくんでしょうね。これはいつまで続くのか。あるいは、武雄市としてはどれだけの負担割合になっていくのか。さらに、筑後川下流土地改良事業杵島地区推進協議会負担金、これは58千円の予算ですけれども、33千円が減額されているということで、嘉瀬川ダムの関係では、水源整備の関係では、白石地区の1反当たりの受益者負担の額が違いますし、北方、大町、江北それぞれ受益者負担が変わってきていますね。そういった全体の事業計画がなかなか見えないということがありますので、その全体の資料を議長にお願いしたいと同時に、今指摘した487千円の減額については答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

18年度の退職者につきましては、定年退職者が9名、勸奨退職者が9名ということで、計の18名でございます。確かに中途退職者というのは、これはもう全国的に多いようでございます。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、嘉瀬川ダム対策協会の負担金でございますが、これは今年度のみ負担金は不要ということになっております。

それから、白石地区地盤沈下対策事業促進協議会負担金でございますが、これは廃止でございます。

それから、筑後川下流土地改良事業促進協議会負担金、それから、筑後川下流土地改良事業杵島地区推進協議会負担金、これは負担金の確定によりまして減額をお願いいたしております。

それから、事業の中身につきましては、後ほどまた資料を提出して御説明申し上げたいと

思います。

議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

2点ほどお尋ねをいたします。

まず最初に、観光費でございますけれども、観光費の中で観光看板撤去工事。確かに景観を阻害するような看板とか、古くなった看板とか、いろいろあると思いますし、気になるところも幾つかございます。ですけれども、これ撤去の工事費だけしか私ちょっと予算は目につきませんでしたけれども、撤去した後に必要な看板は置くのかどうか、その分はどういうふうになっているのか。

もう一つは、要するに撤去するということは、ただ景観だけの問題なのか、あるいは、もう目的を達したから撤去するのか。もし撤去した後に今度は、よそのその土地を借りればいいわけですから、よその看板が立ったときは意味がないわけですから、しかし、現在それを規制する、いわゆる景観条例がまだないわけですよ。そこらが、そういう経過的なものとかですね。そういうところについて十分説明をしていただきたいと思っています。金額的には、このこと自体は必要なものだと思いますけれども、そこら3点がこれに関連しての問題であります。

それから、この際にもう一つ、せっかく県からパスポートについての事務委譲がありましたから、その件についてもお尋ねしますが、そのこと自体は、やはり非常に市民にとって便利になりますし、これから海外に行こうという人たちにとっても非常に、県から事務委譲を受けてすること自体は、経費的に市に負担がかからなければ、これで十分いいことだと思いますけれども、問題は武雄市の観光大使的な名刺をつくってあげると。要するに、向こうに行ったときに、日本語の名刺だけじゃどうしようもないから横文字で書いてある、英語がすべてに通用するかどうかわかりませんが、通常ですね、ローマ字なり英語なりで名刺をつくっておくことは確かにいいことだし、もし何かわからんときは、それを見せて、大使館に連絡してもらうことはできるかわかりませんが、そういうふうな問題等もありますから、言い方はわかりませんが、問題は、いわゆる市が委嘱はせんでも、観光大使ということになりますと、もし何か、いわゆる、そういう不祥事はないと思いますけれども、何か市の名誉を傷つけるようなことで、それを武雄市が派遣した人だというふうに変に誤解されたとき、市としては一生懸命観光のPRをしてもらうお願いでそういうふうな予算を組んだのに、逆になるということもあり得ると思いますので、それに対してはどのようなふうにお考えか、そういうことも一緒にお尋ねをしておきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

おはようございます。本件に関しましては、市長である私から御答弁申し上げます。

まず、観光看板であります。今のところ、我々の方針といたしましては、一たん撤去して、そこに新たなものを置くという考えはありません。

2点目の、じゃ、目的は達成したのかということであります。これはなかなか何をもって目的を達成したかどうかというのは正直言ってわかりません。しかし、今例えば地図であるとか、あとは個人客でいったら、車のナビゲーション等々あれば、10年、20年前からすれば、看板の位置づけというのは私は減ってきているものだというふうに認識をしております。その上で、目的を達したのかということとはわかりませんが、時代的な流れからすると、看板の位置づけは減ったのではないかということとは認識をしているところであります。

3番目の、さすればよその看板が立つんではないかということは、これはおっしゃるとおりであります。今のところ、現行法制で規制するものではありません。民民でありますので、例えば武雄市の看板を撤去したと、そのときに新たな例えば民間の看板を立てるといったことに対して法的、あるいは条例上の歯どめがないことは事実でありますけれども、しかしながら、私が具約で出している、あるいは、がばい景観を考える会を、今庁内につくってもらっております。それで、新聞等々で、武雄市は景観に対しては物すごく今敏感であるといったことがさまざまところで、今アナウンスメントができていくという状況下であるとするならば、私はそういう市民、あるいは行政の意識にのっかって行政指導はしっかりしていきたいというふうに思っております。

しかし、司法の場に持ち込まれたときに、じゃ、あんたは勝つとねということになるのかと思いますけれども、それについては今の段階で申し上げることはありませんけれども、その前の段階で行政もきちんと意見は申し述べたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、景観条例が施行されるのは平成20年であります。その前は行政指導で、私はつなげるものはつないでいきたいというふうに考えております。

2点目のパスポートであります。

これ、もともと私の具約の中で、武雄市の大使と、武雄大使という、その流れの一環のものであります。その中で、これまさか名刺にアンバサダーとか刷るということは絶対にはないです。そがんことどんすっぎんた訴えられます。したがって、これは国内向けに、いわゆる観光大使にどうですかということを申し上げているのみにすぎなくて、基本的な名刺の構成は今詰めておりますけれども、これは委員会等でまたきちんとお示ししようとは思っておりますけれども、まず個人名、例えば武雄太郎ですね。それと、武雄から来ましたというのが表にまずあって、その裏面に武雄の例えば黒髪山であるとか、あるいは四季の丘公園であるとか、あるいは楼門前という画像ですね、それを添付して、自分はこういうところから来ましたというところを出すものであります。

何かこれは一部報道でもありましたけれども、大使と、大使館と勘違いされるんじゃないかと。それはもちろんですね、名刺にアンバサダーとか、アンバサドールって書くんじゃ、それはそもそも観光大使以前の問題だと思いますので、そういう意味で、いわゆる観光大使ということで、わかりやすく市民に説明責任を果たす観点から、そういうふうに申し上げた次第であります。したがって、ここで何か例えば、武雄太郎さんが、当該ここに行ったときに、何かいろんな事件とか事故に巻き込まれるといった場合の処置関連については、それは大使館がパスポートにのっかってやるべき話であるし、我々の言うところの観光大使というのは、こういうところから来ましたということを示すと。したがって、言語についても英語、韓国語、中国語等々を、その行く先々、あるいは個人の希望に応じて、渡航者の希望に応じて考えなければいけないというふうに思っております。詳細については、委員会等できちんと御説明をしたいというふうに観念をしております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今、市長の説明で概略は理解いたしました。ただ問題は、実はこういうことがありまして、例えばあそこの34号、35号分岐点のところに、最初、武雄市はあそこに小さい看板を立てたわけですよ。そしたら、嬉野が少し大きいのを立てたわけですよ。有田がまた横に立てたわけですね。そして、今度はそれじゃいかんということで予算を奮発して、その当時ですよ、武雄は少し大きくかっこよく立てたら、また嬉野はもっと大きくなったと、そういう感じであったわけですよ。現実にあったんですよ。今、例えば国道34号バイパスにしても、あそこはパチンコ屋さんとか、いろいろ新しい市街地ができていますけれども、そこらにある看板についても、やはり本当に今は権利を持っている武雄市があるから、たまたまほかのところは立てないのかわかりませんが、ちょっとまだ景観条例等、景観の問題だけであれば、それは撤去するにしても、やっぱり看板を立てた人は愛着がありますからね、それぞれあるでしょうけれども、やはり目的を達したかどうかの問題はここに置くとしたとしても、仮に景観条例ができるまでの間に、例えばこれはいつごろに撤去しますと、条例をつくって撤去しますとかいうことであれば、そこらは理解できないこともないと思いますけれども、問題は、しかし、少しでも早く景観を、そういう回復をしたいということであれば、それは一つの政策ですから、その考えでいいと思います。

ただ、問題は、そこらに対するフォローと、撤去することについては、やはりそれぞれ立てた業者なり、あるいはそういう方々に撤去してもらう方が、一番ですね、何となく心情的にもいいし、本当にですね、撤去するのは、それは、よそから業者は一回まとめてすれば安いでしょうから、そういうことになると、やはり愛着というものもあるでしょうから、そういうこともやはりこれはもう実際、所管課の配慮の問題だろうと思います。

それからもう一点は、そういう事例がありました、でも、今度の場合はどうなるか。あそこは看板銀座と同じですから。例えば35号線ですね。新幹線が通りにくくぐらい看板が上がっているわけですよ。ですから、そこらを考えていただきたいと思います。

もう一点は、景観の問題で、やはり今既に平成20年に向かって景観条例を制定するための準備が進んでいますけれども、これに関連して言いますと、要するに景観も実は、がばい武雄の景観条例というふうな感じですけども、景観にまでがばいが必要かどうかですね。景観がすばらしければ、ああ、がばいすばらしかのうと言うだけで、言葉にしないでも、その景観のすばらしさを感じさせるようなところが武雄にはいっぱいありますので、ネーミングも非常に大事だと思います。ネーミングが景観条例を損なわないようなネーミングにしてほしいという気が私は一面しますけど、これは今からの問題でしょうから、やはり十分、私が申し上げたいのは、条例を制定するか、あるいは事前にぴしっとは言えないまでも、そういう問題をクリアするようにフォローしておいてから、やはりこの撤去を進めていくことも必要じゃないかという気がしますので、それと関連して今お話を申し上げたところです。そうですね、もうとにかく、以上その2点でございます。その点をお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

1点目の看板の撤去費用と、そのフォローの関係でありますけれども、これは御指摘のとおりだというふうに考えております。幾ら税金がかかるかということと、その心情的な配慮というのは担当課でしっかり詰めてもらおうというふうに考えております。

それともう一点の、がばい景観。あれは、まさか景観条例にまでがばいをつける気は毛頭ございませんので、それは御安心をしていただければありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

まず、関連のある問題で、観光看板の撤去です。ちょっときょうお話を聞いたときと、部長にお話を聞いたときとの差異がありますので、その辺をもう一回確認したいと思います。

看板もですね、看板の費用の主な部分というですかね、それは基礎というか、まずスラグを打って鉄柱を立ち上げて、取り付けをする台をつくるのが結構金かかるわけですよ。だから、今回撤去の話でちょっと事前にお話を承ったときには、基礎はどうするんですかと。木製看板かなんか変えるにしても、基礎はとっとくならとっとく、掘り起こすなら掘り起こすとせんといかんということでお話をしましたところ、いや、基礎はとっときますよとい

うお話だったので、先ほどの、もう立てないという話とちょっと矛盾するかなというふうに思っております。そういうふうなことのお話でしたので、その辺がもう全く木製看板も立てる気がないのなら、ないというふうなことも言ってほしいと思っております。

そして、看板の撤去に関しては、駅の南口の前にも電照看板があったわけなんですよ。私も建設委員でもありましたし、いや、看板なくなっていますよ、いや、予算はそがんと上がっておらんばってんと言って、行ったらやっぱり倒れておるわけですよ。だから、そのこの予算は、こういうふうに、こっちは上がると、向こうは上がらなくても倒してあると。自分の都合のいいように、どこかからお金を持ってきて倒してあるのかなと、その辺の疑問もちょっとわいたわけなんですよ、今度は倒す予算がついたということですよ。だから、その点についてもちょっとよくわかりませんので、お願いします。

それと、あと地権者との契約で、急に言っているから中途解約じゃないのかなと。中途解約すると、いろいろまた手続的に補償したりなんかせんといかんじゃないかなというふうに思いますけれども、すべてが契約満期になっているのかなと。そこまで待っても、もしなっていなかったら待って、向こうも収入を急に断ち切られたような形じゃなくてした方がいいんじゃないかなという点も思います。以上が観光看板についてです。

もう一点は、し尿処理費です。4の2の3ですね。これは汚泥運搬処理委託料とか、し尿運搬委託料がふえていますけれども、これは予想外に伸びているということだったら、そういうことに対する対策もまた必要と思うんですけれども、原因はどういうところにあるのかお聞きしたいと思えます。

3点目は、これもちょっと勉強会のときに尋ねたんですけど、まだ答えが出てきていないんですけれども、私立保育所の運営費で、私立保育所運営費負担金がゼロ歳から2歳児がふえたということで予算がふえておりますけれども、39,700千円を一般会計から出してあるということで、国の補助的なものももっとあるんじゃないですかということでお尋ねしていたんですけれども、後でそれについては教えるからということでしたが、今までちょっと連絡がありませんので、その点についても一緒にお聞きしたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

観光看板の件でございますけれども、これについては所有が武雄市のもの、それから個人のものでございますので、それによってやるということで、矛盾をすることは思っておりません。それと、個人の所有の件ですけれども、所有者につきましては、予算をいただきましたら早速工事にかかるということになりますけれども、十分話をして、契約関係を進めていきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

駅南口の電照看板の件でございますけれども、これは天神崎白岩線の街路整備工事の中で、塗装とか、それから、もう一度きれいにするという部分についても費用がかかると。現状が非常に悪いということから、その街路整備工事の中で、どっちをとるかということで、これはもう撤去をとるということで、庁内の検討会の中で検討して決定をし、それから、それぞれの関係の皆さん方に御相談を申し上げて撤去をしたということでございます。

そういうことで、街路整備費の中で相殺をしておりますので、あえて予算を上げてするという必要がなかったということでございます。

議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

4款・衛生費の2項・清掃費、3目のし尿処理費で、今回13節の委託料で汚泥運搬処理委託料3,986千円をお願いしております。これにつきましては、し尿自体は幾らか減少傾向があったわけですが、この内容が、し渣、し尿等に含まれるし尿以外のものが増えております。当初では1日4立米を予定しておりましたが、見込みで4.8立米ほどになっておりますので、量の見込み違いというふうなことになるわけでございます。

以上で、この分につきましては増額をお願いしておりますけれども、そういうふうな状況でございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。（発言する者あり）中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

私立保育所の補助金の件でございますが、国庫負担金がございます。予算説明書の(4)ページに民生費国庫負担金、児童福祉費負担金17,987千円の減額をしております。これはいわゆる個人負担金がふえた関係で、このような形に整理をしているところでございます。国庫負担金はございます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほどの契約者との関係は、まだ今から話し合うということですので、大体普通そこまで話をあらかたして、そして、向こうの意向がこうだからこうというのが、ごく普通のやり方じゃないんですかね。そういうふうに思うんですけれども、そういうのが一つと、先ほど言いましたように、基礎を残しておくというのが、もう根っからはっきり基礎をうっ外してし

まうのかのことはまだちょっと答えてありませんので、そこをきちっと答えてください。

それと、私立保育所の方の、この資料を見たときに、国庫負担金の方は になっていて、その他の費用と一般会計で、一般会計が一番多くを占めているから、普通はそういうふうな2分の1、2分の1、2分の1、4分の1、4分の1とか、そういうふうな格好になっているんじゃないかなと思ってですよ。これを見れば、出ていますと言うけれども、どういうふうになっているかがちょっとよくわからないですよ。そこを言っているわけなんですよ。

そして、ちょっとついでに言いますと、四季の丘フェスタの補助金の件で質問します。

ことし実施を見送ったというのは、もう来年も見送るような目算のもとで見送ったのか、今回たまたま何かの時期が重なって見送ったのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

基礎を残すのかどうかということですが、武雄市の分については基礎を一応今回は入れておりません。基礎撤去は入れておりません。

それと、四季の丘フェスタの件でございますけれども、これは開催がちょっと今回できなかったということで減額をお願いいたしております。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

私立保育所の国庫補助金等の負担の件でございますが、財源構成について資料を後だって提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

基礎の件というのは結構重要なんですよ。今度立てるか立てないかという方針を大きく決めて、よく考えて決めないと、また今度立てますよと、基礎をもう一回打ちますよと。ちょっとこう、なかなか問題があるんですよ。だから、もう立てないなら立てないというのをはっきり決めてやらないと、後に禍根を残しますよということで、そこを明確にしてくださいということを行っているんです。

もう一点の、駅南口の看板撤去の件ですが、あれは財産的には観光課か観光協会か何か、そういうのでつくった看板であって、都市計画の道路の人が勝手にとったりなんか、また予算構成も違うところからですよ、観光でつくっておるとを建設でうっ外したって。勝

手に危ないと思って判断したと。そういうことがあるのかなと。それは観光の方の予算だったら観光の方で撤去すべきであって、そこで撤去費を使えば道路整備費がそれだけ減ったということじゃないとですかね。そういうふうにならないですかね。わからないですかね。いや、あの看板は観光費でつくった看板じゃないんでしょうかと。だから撤去するならば、その所有者というか、管理をしている観光課の判断をきちっとして撤去すべきではないでしょうかと。これを建設部の方が勝手に、観光課がつくっている看板が、あれは汚いばいと、そいぎ、うちの予算の道路費で解体しようかと、そういうことになるんですかね。私は建設委員会としては、その道路整備予算は、そっちはそっちの観光課に任せて、こっちの方をきれいにしたいんですよ。だから、筋違いじゃないかなと私は思いますけれども、どうですかね。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答え申し上げたいと思います。

南口の電照看板につきましては、南口の全体の整備計画、道路含めてですけれども、それが都市計画の方ですということになっておりまして、その分の電照分が修理をするにしても非常に費用がかかると。どういうふうにするかという中で検討して、これについては撤去をしよう。これについては、おっしゃるように、観光協会とか、それから地区の区長さんとか、そういうところにもすべて相談をして、こういう形でどうでしょうかと。了解を得て、この分については撤去をさせてもらっております。全体的にあそこの景観をどうするかという整備計画の中でいたしておりますので、都市計画の費用をそこにつぎ込んでいうのではなくて、どちらをするかということの中でやっております。（「よし、わかった」「全然、説明不足」「それはおかしか」「休憩して」と呼ぶ者あり）

〔30番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

撤去することを、全体的に撤去してはいかんということで進めたこと自体には問題がないわけですが、今質問者が言っている、いわゆる所管するところについて、あれは観光協会に関係する看板とか、あるいは商工観光、経済部が設置したものであれば、予算の処置の仕方とか、そこらの問題はどうかということを明確にすればすっきりすると思うんですが、何か今の建設部長の説明だと、目的とか手段、方法についてじゃなくて、それを処理するための方法についてはきちんと、いわゆるルールに基づいてせんと、どこからお金を出したかばってん、どうせ同じ市の部分だからということでは通用せんわけですから、ちょっとそこらを明確にした上で議事を進められた方がいいような気がします。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時43分

再 開 10時44分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま30番議員の議事進行に対して、執行部より答弁をさせていただきます。樋渡市長  
樋渡市長〔登壇〕

南口の電照看板について、私から答弁をいたしたいと思います。

私は、これは例えて言うならば、上水道の予算を下水道が足りんけん、下水道でしたという認識は持っておらんわけですね。しかし、類関連する事業、相対する、相関事業については、予算の流用というのは私はあってしかるべきだというふうに思っております。

先ほど6番議員からありましたように、あがんとは観光に任せんしゃいということが市民が納得されるでしょうか。私は違うと思います。私は基本的に、市民が武雄市をどう見ているか、あるいは観光客の方が武雄をどう思っているか、これについては、どこが所管というのではなくして、オール武雄で緊急避難的にすべきものは私は緊急避難的にやるべきだというふうに認識をしております。

あわせて時期の問題であります。時期の問題については、私も庁内の検討委員会、あるいは区長さんたちの意見、これは直接、間接に聞いてまいりました。市長さん、早うあいばせんぎんた武雄のイメージの悪うなるばいという意見等々も私のところに寄せられております。したがって、時期の問題と、相類関連する予算で認められる枠内、きちんと条例上の枠内で我々は予算を執行したところと認識をしております。そういう意味では、谷口議員がおっしゃったことと私は認識は同じだというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

(31)ページの事務局費の不服申立て審理事務委託料についてでございますけれども、これは北方町の職員処分問題だと思います。しかし、処分するとき、私思うのは、まず犯罪を立証するというですかね、警察の力をかりるといいですかね。つまり、刑事事件として司法の場でちゃんと決着をして、その後に処分すると。これが一番大事だと思うんですね。そういうことになれば、この不服申し立てなんかは出てこないと思います。そのところを、どういうわけか知りませんが、おざなりといいますか、そういうことをしたことによって、こういう事件が起こってくると思うんですね。もしこの不服申し立て審理が、例えば解雇が不当だったと、こういうことになれば大変な問題になるわけですね。だから、最初言い

ますように、やはり順番は、温情かもしれませんけれども、こういう人一人を処分するとい  
うときには、犯罪として成立するかどうかと、やっぱりちゃんと、先ほど申しましたように  
刑事事件としてちゃんと扱って、そして決着をして、その後に処分すべきだったと思うん  
ですね。だから、そういうことはないと思いますけれども、もし不服申し立てが、向こうが  
通って、こっちが負けたときには、だれがどう責任とるかという問題ですね。

それとまた、今回345千円が出ていますけれども、この金というのは本当にだれがどう出  
すのかということですよ。だから、最初にちゃんとしていないからこういうことが起こっ  
たと思いますけれども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。なお、これは人権  
に関することですので、慎重な答弁もお願いしたいと思います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

今回補正をお願いしておりますのは、前給食センターの所長の方から県の人事委員会に対  
して不服申し立てがあったと。それに伴って、それに要する費用というのは、主に速記委託  
料等が中心ですけど、その費用の分については武雄市の方で費用を負担するというようなこ  
とで、今回お願いをいたしたところでございます。これにつきましては、当然の権利として  
不服申し立てをするということができるところですから、それに伴っての費用をお願いする  
というようなことございまして、告訴とか告発、これについてはまた別の問題だというふう  
に認識をいたしております。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

345千円は市の方で負担すると軽々しくおっしゃいますけども、でも、やり方によってや  
られたんじゃないですか。つまり、裁判となれば長くなるかもわかりませんが、まず  
起訴に持っていくと、そして、十分勝訴ができると、そういう段階で、裁判まで待たず  
するということはいっぱいありますよね。そういうことを何もせずにするから、こういう結果  
があるわけでしょう。完全に勝訴できれば、この354千円も取り戻せるわけでしょう。そん  
な簡単に金が出せるもんじゃないと思うんですよ、こういう問題で。だから、取り戻せるわ  
けでしょう。完全に勝つし、取り戻せるということなんですよ。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

今度の県の人事委員会の方で審理が進められて、最終的に結論が出されていくわけですが、今回の費用は、またこれは来年度も出てくるかと思えますけれども、それについては審理を進める、また、県の人事委員会としての結論を出す、そういったための費用でございまして、人事委員会の結果次第でこれが戻ってくるとか、そういうものではございません。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、貴重なお金が345千円出ていくわけですよ。これをちゃんと手続を踏んでいけば要らなかった金でしょうと言っているんですよ。ちゃんと起訴段階まで持って行って、その先の温情だったらいいですよ。絶対勝訴すると。そういう問題じゃなくて、この金を何で出さにかいかなですか。ちゃんと順序どおりしていれば、こういうことはなかったんですよと聞いているんですよ。だから、今の段階では、少なくともこの金については、相手が完全負けるにしているから、最後に取り戻しますよと、それぐらいの意気込みが欲しいですよ。それじゃなかったら認められんですよ、こんなのは。そうでしょう。ちゃんとしていけば要らなかった金でしょう。その意気込みはないんですか。ただ淡々と金を出していくということですか。お答えください。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

告発等については一応手段としてあったわけですが、処分をする段階で、告発については教育委員会としてそこまではいかないというようなことで判断をし、そういう手続はとらなかったわけでございます。あと、年明けまして、人事委員会の方での口頭審理に入っていくわけですが、今その準備等を進めているところでございますけど、あとは淡々としてそれに対する対応を進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

1点だけです。説明書(28)ページの一番下位の方、8款2項8目の過疎対策事業費の件です。この件で34,800千円減額をされていますけれども、この説明が市道北方中央線の事業費最終見込みによる減額という説明をいただきました。当然これは合併前旧北方町の事業で取り組まれてきただろうというふうには思いますが、この項の中で、実はこの事業費の総体予算に占める減額割合がどのくらいなのか。またあわせて、その前段に、北方中央線がどのような状況まで今進捗されているのか、この際御説明いただければと思っています。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答え申し上げたいと思います。

全体の工事費が363,753千円という工事費で、16年、17年、18年という3カ年計画でございます。この中で18年度の予算の計上が、実は16年度、17年度で予算を消化した分の残が166,000千円という残になっていたということで、合併等々で十分そのところが吟味できないということで、当初そのまま残の分を計上させてもらったということでございます。その166,000千円のうちから、実は減額が非常にできる部分が出てきたと。6点ございます。

1点、土質試験結果に伴う舗装構成の変更ということで、実は土質試験で、すべて改良するという計画であったのが、一部改良で済んだということで、これは試験結果で一部改良で済んだという分の減額。

それから、歩車道を分離する境界ブロック。これも当初の計画の分からすると、金額を言いますか、土質試験による舗装構成の減額は、131千円減額です。それから、2番目の歩車道を分離する境界ブロック、これが7,948千円減額です。

それから、3番目に街路樹木の規格変更による減額。これが当初5メートルのマキの木というような計上をされておったようですが、今後の生育の関係、そういったものの関係で3メートルぐらいが適当だろうということから、3メートルの規格に変更したために2,589千円の減額。

それから、現場発生路盤材の再利用ということで、現場で路盤材が発生をいたしましたので、それを再利用させてもらっております。それによる減額が661千円。

それから、次に、共通単価の改定及び見積もり単価の再検討によるということで、これは再度資材等々の再積算をした結果、5,548千円減額ができております。

それから、詳細設計に伴う数量の変更ということで、概算数量で予算計上しておったものを、実施設計での詳細な数量拾い出しにより減額になったものが7,923千円。合計で34,800千円の減額ということで、今回減額の補正予算をお願いいたしております。

それから、今までの進捗状況でございますが、今、最終の舗装の工事に入っております。それで、舗装を三つに分けてやっておりますので、舗装工事があと二つ今現在工事中でございます。残り1区画、それが済み次第、あと残り1区画を舗装すれば終わるということでございます。総額に対する減額のパーセンテージというのはちょっと計算しておりませんので、済みません。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ちょっと議事進行にさせてください。

実は、大河内議員は、今の前段の29番議員の質問に対する質問かと思って、私ちょっと待っておったんですけれども、違う質問なものですから、後になったらやりにくいものですから、あえてここで議事進行の中で申しますけど、さっき教育部長の答弁の中で、要するに例の不服申し立ての処理については、県に委託する委託料というふうな形とか、事務的な委託料の形で予算を組んだということで、ただ、その前段で、黒岩議員の質問の中では、非常にプライバシーに関する問題だから慎重にやってほしいと、肩書とか名前とかそういうのは言わんでほしいという含みもあったのかどうかわかりませんが、それは一応置いて、ただ、これが345千円ですか、これが後ほど住民監査請求の問題になる可能性がないのかどうかの問題等も含めて質問があっていたんじゃないかなという気がしたわけですよ、横において感じたのは、そこらについては、例えばそういうふうなケースについては、こういうふうな手順と支出をやっているんだということを、やはり説明をしておいていただいた方が、私は方法がわかりますけれども、私が説明するわけにいかんもんですから、一応説明した方が議事を進める中ではいいんじゃないかと。疑問を全くお持ちじゃない議員もいらっしゃるかわかんけれども、全体としてこのことは議事録に残りますし、みんな聞いているわけですから、そこらあたりについてきちんとした形で答弁された方がいいような気がしたものですから、後々のために、あえて議事進行の中で、議長の取り計らいについてお聞きをしたわけです。その方がいいということであれば、私はもう申し上げることはありません。

議長（杉原豊喜君）

ここで11時15分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	11時3分
再	開	11時18分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど30番谷口議員の議事進行につきまして、執行部の方から再度御答弁をしていただきます。古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

今回の件は、教育委員会として処分をいたしました前所長の方から不服申し立てというふうな形で県の人事委員会の方に提出がなされ、それが受理をされたと。そういうことに伴いまして、今回補正予算という形で、県の人事委員会の方の委託料という形でございますが、費用負担をお願いいたしているところでございます。

内容につきましては、プライバシー等に関する部分もありますので省かせていただきたい

と思いますけれども、市の教育委員会といたしましては、先月開かれました準備手続、それから、年明けて開かれます第1回の口頭審理、それが引き続いていくというふうに思いますけれど、その手続、審理について、淡々として粛々として対応をしていきたい。そういうふうなことで今回補正をお願いしておりますけれど、ぜひ予算としてお願いを申し上げたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

済みません、休憩中におらずに申しわけございません。私が聞いたときと、今ちょっと違うような気がするんですけども、一応さっきの話では、345千円は武雄市が払っていくというふうに聞いたように思いますけれども、今の話であれば、県の人事委員会が話をしている、市は単純に委託を受けておるだけだからという意味に聞こえたんですけど、そしたら金も県が出すということですか。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時21分
再	開	11時35分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

質疑を続けます。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

先ほど質問しました(28)ページの件の市道北方中央線の件ですけれども、先ほど執行部の方から総額3億6千万有余の予算があり、予算執行されたという中で、6点ほど減額項目が説明されました。それはそれで、16、17、18年度、確かに合併等により各市町、事務作業は大変だったと思いますけれども、その中で実は市道北方中央線が、今回、市道ですので、今後どのような方向に進められていくのか。もうあそこで道が終わりになるのか、それとも将来先々、別の市道等、県道等、国道等と接続される計画があるのかをお尋ねします。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

本路線はバイパス建設の機運が高まって、国道34号バイパス建設計画の事業化に向けた、佐賀国道事務所と期成会による具体的な協議が当時進められておりまして、その中で北方町において、現国道34号沿いの商店、事業所が張りつく現状を、これを維持しながら34号バイ

パスとの間を町の中心的な市街地とする新しい町づくりの基幹道路ということで計画をされております。

それで、平成16年度から新設をされているんですが、これが実は国道バイパス建設がちょっと今、何というんですかね、足踏み状態でございます。これはもう、さきの一般質問の中でもお答えをしておるところですが、そういう状態の中で、この道をどうするのかということで、とにかく合併後の新しいまちづくりの計画でこれをやる。新市で検討してやっていく必要があるということから、現在のところは国道バイパス建設を見据えた上で、武雄市総合計画、土地利用計画の策定、それに伴う土地利用区域の農業振興地域の除外の手続、水害時の雨水処理対策など、今後そういったものを協議しながら行っていくということでございます。これにつきましても今現在、本庁企画課の方とそれから北方支所の方で協議を開始させてもらったというところでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。分割付託区分は、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第2．第152号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第152号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について補足説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入は10月調定を参考に補正を行っております。また、支払基金や県からの交付金等の決定に伴う補正であります。歳出は、退職被保険者に係る保険給付費の増加と拠出金の額の決定に伴う補正を行っております。

武雄市国民健康保険特別会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条で、今回の補正は予算の総額に歳入歳出それぞれ296,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,678,597千円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書(3)ページをお願いいたします。

歳入からです。1款．国民健康保険税は10月までの調定額と今後の見込みにより算出をしております。一般被保険者については減額補正を、退職被保険者については増額補正をそれぞれお願いしております。

(4)ページ、4款．療養給付費交付金は退職被保険者に係る医療費に対する交付金、5款．

県支出金は、特別調整交付金の増額により、それぞれ補正をお願いしております。

(5)ページ、9款・繰入金は財政安定化支援事業として一般会計からの繰り入れ補正をお願いしております。

続きまして、(6)ページの歳出でございます。

2款・保険給付費、1目・一般被保険者療養給付費は、額の決定に伴い、財源内訳の変更による補正であります。2目・退職被保険者等療養給付費から4目・退職被保険者等療養費は、当初予算の見込み額に不足が生じたため、増額の補正をお願いしております。

2項・高額療養費は、実績と見込みにより一般被保険者については減額補正を、退職被保険者については増額補正をそれぞれお願いしております。

(8)ページ、3款・老人保健拠出金は、額の決定に伴い、財源内訳の変更による補正であります。

(8)ページから(9)ページになりますが、9款・諸支出金は、一般被保険者の保険税に係る還付金と療養給付費の額の確定に伴う返還金の補正をお願いしております。

2項の繰出金は、一般会計への繰出金に不足が生じたための補正であります。

10款・予備費は、歳入歳出の調整分を補正しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第152号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第3・第153号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第153号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

武雄市老人保健特別会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ37,175千円を追加し、歳入歳出それぞれ6,476,697千円とするものでございます。今回の補正は、平成17年度の精算に伴う補正であります。

それでは、補正予算説明書(3)ページをお開きください。

歳入でございますが、1款・支払基金交付金は医療費交付金の減額、2款・国庫支出金は医療費負担金の増額で、いずれも平成17年度の精算に伴う補正であります。

5 款・繰越金についても、平成17年度の精算に伴う補正をお願いしております。

次に、歳出でございます。

(4)ページをお願いいたします。

2 款・医療諸費は、国庫支出金の増額に伴う財源内訳の変更でございます。

3 款・諸支出金、1 項・償還金は、県費医療費負担金の返還金、(5)ページ、2 項・繰出金は一般会計への繰出金、いずれも平成17年度の精算に伴う補正であります。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第153号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第4・第154号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第154号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、本事業の人件費について、当初の見込み額を変更する必要が生じたので、計上させていただいております。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ452千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,350,290千円と定めるものでございます。

予算説明書の(3)ページから御説明申し上げます。

歳入の5款1項1目・一般会計繰入金は今回の補正額の総額でございます。

次に、(4)ページの歳出は、1款1項1目・一般管理費で給料、職員手当等の人件費を計上させていただいておりますが、これは合併に伴い下水道課の職員構成の見込みに変動があったために増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第154号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5．第155号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第155号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、本事業の人件費及び起債償還率について、当初の見込み額を変更する必要が生じたので、計上させていただいております。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ3,972千円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ566,777千円と定めるものでございます。

予算説明書の(3)ページをお開きください。

歳入の2款1項1目．一般会計繰入金は、今回の補正額の総額でございます。

次に、(4)ページの歳出、1款1項1目．公共下水道事業費で給料、職員手当等の人件費を計上させていただいておりますが、これは合併に伴い下水道課の職員構成の見込みに変動があったために増額するものでございます。

2款1項1目．利子につきましては、起債償還利率の確定により減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第155号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6．第156号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第156号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回、武雄北部土地区画整理事業の中身でございますが、補正予算書の2ページ、3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,258千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320,218千円と定めるものでございます。

予算説明書の(3)ページをお開きください。

歳入で繰入金、3款1項1目．一般会計繰入金の額を9,458千円減額し、補正後の予算額

を102,313千円とするものでございます。

同じく市債の6款1項1目・土地区画整理事業債の2節・合併特例債の額を8,200千円増額し、補正後の予算額を118,000千円とするものでございます。

それでは、(4)ページの歳出について御説明を申し上げます。

事業費の予算にかかわる内容につきましては、武雄温泉駅の駅舎変更に伴います仮称観光交流センターの一部催事場を、当初の計画である公衆便所工事とあわせて施工するものでございまして、13節・委託料を6,927千円、19節・負担金補助及び交付金を1,000千円、22節・補償補てん及び賠償金を6,400千円それぞれ減額し、15節・工事請負費を14,327千円増額するものでございます。したがいまして、事業費のトータルにつきましては、補正合計が114千円の減額ということになります。

次に、公債費、2款1項2目23節・償還金利子及び割引料で1,144千円減額となります。(2)ページに戻っていただきまして、歳出合計で1,258千円の減額ということになります。

第2表の地方債、合併特例債の補正につきましては、補正予算書4ページをごらんください。

補正前の限度額107,300千円を8,200千円増額し、補正後の限度額を115,500千円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第156号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7・第157号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第157号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ87千円を追加し、歳入歳出予算総額を15,402,609千円とするものでございます。

それでは、歳入予算から補正予算説明書に沿って御説明申し上げます。

予算説明書の(3)ページをお願いいたします。

4款1項1目の財産運用収入の利子及び配当金につきましては、競輪事業基金利子の87千円を計上いたしております。

次に、(4)ページの歳出について主なものを申し上げます。

1款1項1目の競輪事務費でございますが、15節・工事請負費で、現在物産館に併設しておりますサテライト武雄を、隣接する物産館駐車場に移設するため、機器やシステムの移設工事費を計上いたしております。これは近年のサテライト武雄での車券発売日数の大幅な増や、物産館の来場者の増により、駐車場が大変混雑をし、トラブルや車の事故が発生をいたしておりますため、これを解消し、安全確保を図るため移転をするものであります。また、25節の積立金は、歳入で計上しております競輪事業基金利子を基金に積み立てるものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第157号議案に対する質疑を開始いたします。20番松尾議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

支出のサテライト移転費用の4,967千円についてお尋ねをしていきたいと思っておりますけれども、まず、これは現在、観光協会が家主さんだと聞いておりますけれども、そこから出ていくのか、そういう要請はあったのかをまずお尋ねしたいと思っておりますし、次は、事故防止ということでございますけれども、次ですよ、現在は国道に面した、場所がいいところにあるわけですね、場外が。それが一步下がったところに行くということでは、今、月額200千円の家賃を払っておられるという話を聞いておりますけれども、それが今後家賃が下がって、移転料等々、工事費等をペイすることができるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

観光協会の方から出ていってくれという話があったのかということでございますが、その話はあっておりません。うちの方で、さっき説明申しましたように、駐車場のトラブル、それから事故の発生を防ぐということから、移転を考えたところでございます。

それから、機器等の移転費につきましてペイができるのかということでございますが、今回移転する場所につきましては、駐車場も広くなりますし、あと、ファンサービス等も十分できるものと思っておりますので、売り上げ増ができると思込んでおりまして、ペイできるものというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

20番松尾議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

私が質問したところは、何というんですかね、売り上げが上がって家賃をペイするとか、そういう話じゃなくて、今現在200千円払っておられる家賃を、移って例えば家賃が100千円に下がったと、一步下がる、奥に下がるということは、売り上げは減るのではないかと私は思っております。今はやっぱり観光客等々も大型のビッグレース等があるときは、ついでに買う人も結構いると思いますけれども、一步下がれば私は下がると思いますけれども、私が聞いておるのは、家賃が例えば下がり、その分で移転費用がペイできるのかということを知っているわけであって、その点についてお答えをお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

売り場が今のところより後ろの方に下がるということで、売り上げが下がるのじゃないかというお話でございますが、隣接をしておりますので、案内をして、売り場の方の売り上げが下がらないようにということで努力をしたいと思っております。

それから、家賃でございますけれども、現在観光協会の方に協力金として200千円をお支払いいたしておりますが、今後新しく移設をいたしましても、200千円という形でお話をしたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

同じくサテライト移転の件ですけれども、まず私が思ったのは、また費用負担が生まれるなど。競輪も苦しいのに、パブリックビューイングのときもずっと使っている。そのお金も特に補てんされてもいない。また今度こういうふうな形で物産館との交通をよくするために、また競輪の方が金を払って出ていくというふうな格好で、何かこう競輪に負担をおっかぶせて、一生懸命経費削減に努められているのに、おっかぶせている形になっているんじゃないかなというふうに思うわけなんですよね。

それで、まず、出ていってくれとも言っていないのに出ていく必要があるのかと。それならば、駐車場の案内を今の物産館の方の駐車場案内の方に、案内すればいいだけじゃないかなと。そしたら全然金は要らないと。だから、駐車場はこっち来てくださいと案内すれば、本体を動かして、本体の場所に人を動かすよりも、駐車場の方を案内した方が話は早いんじゃないかなと、案内するならですね、というふうなことも1点思います。

そして、もう一点は、借りたらそのまま家賃を払わんといかん。前は観光協会に対する協力金と、観光協力のためにお金を払っていた分もあるわけですよ。今度は家賃になるわけなんですよね。そしたら、もう自分が土地を借りて、日自振の補助金をもらって、かぱっとつ

くった方が、結局単価的には安くなるんじゃないかなというふうにも思うわけなんですよ。そういう、借りないで、ちゃんと、その日自振に払うお金は割り引きできないけど、設備をするときには大いに払いますよというふうな、そういうこともあるわけなんですよ。そういう制度があるのに、そっちを使わないで、わざわざそういうふうに入っていき必要があるのかなと。

そして、もう一点は、御船が丘小学校が校舎拡張のときも問題になったですけど、全然近隣の人に説明がなかったわけなんですよ。近くに寄ってくる、みんなが見る、目隠しをつくって、後でなったんですけれども、今度も何も近隣の人に説明していないから、見方によっては迷惑施設なんですよ。だから、もともとはあそこは農地で、九電のところまで開放されて家が建つようになりました。先に物産館は建っていて、そこに競輪も入りました。その後に住民は住みました。でも、今度移ってくるときには、そんなはずじゃなかったという話が出ると思うわけなんですよ。だから、十分にそこは説明してやらんといかんと思うんですけれども、まだ近隣では聞いた覚えがないということですので、そういうことでスムーズにいくかなというふうに思います。

以上、3点についてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、駐車場の件でございますけれども、出ていく必要があるのかと、後ろの方に案内をすればいいんじゃないかという話でございますけれども、さっき申しましたように、現在トラブルが起こったり、駐車場で事故が起こっております。そういうことで、物産館のお客様、それから競輪のお客様、混在をいたしておりますので、これはすみ分けをしないと、そして安全を図りたいと思っております。

それから、2点目の、今の移転先じゃなくて、別に土地を求めて考えたらどうかという御質問だったと思いますが、これにつきましては検討はいたしましたが、適当な場所というのがなかなかないと。現在のサテライト武雄の方が場外の前売り専用売り場ということで、あの場所がある程度認知をされているということで、隣接するあそこにとということで考えております。

それから、近隣にお話があっていないということでございますが、地元の区長さんを通じてお話をいたしております。

議長（杉原豊喜君）

議事の都合上、このまま議案審議を続けたいと思います。よろしく申し上げます。

20番松尾議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

この件は、大体いつぐらいに決められたのかなと思うわけですよ。実は私も観光協会関係者に聞いて、11月20日にお話があったらしかですもんね。それで、びっくりしとんさった。そいぎ、結局私は家主さんの方には事前に了解等々、話はあっておらんやったのかなと思うわけですよ。やっぱり一番大事かとは家主さんであって、こういう大きな問題を。そういうふうなことを私も聞きましたので、その点について詳しくお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

この話は夏に入ります前に、一応市の競輪課の方とそれから物産館の方で、こういう状況についてお話をいたしました。さっき申しましたように、トラブル、事故があっているから、その安全確保を図るために検討をしてきたわけでございます。

家主に話があったのかという話でございますが、ある程度物産館の方と市の方で話をしまして、あと事務的には観光協会の方にもその都度お話をしてきたわけでございますが、正式には11月20日に観光協会の方にお話をいたしております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

観光客と競輪客を分離するためということでしたら、お互いに責任があるんじゃないですかね。一方的に競輪が迷惑をかけているというならば、競輪の方が、競輪を管轄する競輪課が自分の費用でなくてはいけないんですよ。でも、お互いのトラブルならば、そこで発生する解決に要するお金というのは、その度合いに応じて払うべきではないかなというふうに思いますけれども。お互いのトラブル回避のためだったらですね。訴えられて負けたらそれはあれでしょうけれども、だから一方的に払う必要があるのかなと。

そして、第2点目の、日自振にお金をもらってつくるというのは、当然今度物産館の方が駐車場を要らないから、こちらに又貸されるわけですよ。だから、そういう又貸し状態じゃなくて、ちゃんと武雄市がかわりに土地を借りて、日自振からお金をいただいてつくればいいんじゃないかなということを行っているわけです。

ちょっと住民説明も区長さんには言われたということですがけれども、区長さんから住民に対していつ言われたのか、わかっていればお教え願いたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、費用の負担の話ですけれども、片一方だけ、競輪課だけ負担というお話がありましたけれども、物産館の方も建物を建てるということで負担はあるわけでございます。

それから、あと、区長さんから住民の方にいつ話があったかということにつきましては、ちょっと聞いておりません。

それともう一つ、又貸しでなくて、武雄市が直接借りればどうかということでございますけれども、この分については、これまで物産館の方で土地を造成されておりますので、形としては借地権を持っている物産館の方からお借りをするというところで現在進めております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第8．第158号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第158号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,130千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ29,133千円といたしております。

予算説明書の(3)ページをお願いいたします。

まず、歳入の2款1項1目の繰越金では、前年度からの繰越金2,118千円を計上いたしております。

また、3款1項1目の財産運用収入では、給湯事業基金利子を計上いたしております。

次に、(4)ページの歳出でございますが、1款1項1目の積立金では、歳入で受け入れました給湯事業基金利子を積立金として積み立てております。

2款1項1目では、歳入歳出の差額を予備費として計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第158号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第9 . 第159号議案 平成18年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。木寺市民病院事務長

木寺市民病院事務長〔登壇〕

第159号議案 平成18年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条 業務の予定量の変更では、年間の入院患者数3万9,420人を3万8,689人に、外来の患者数5万2,460人を4万6,088人に、また、1日平均患者数のうち入院108人を106人に、外来の患者数215人を189人に変更するものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の補正でございますが、収入につきましては、入院、外来合わせて136,359千円を減額するものでございます。

このように、患者数の減少や医業収益の減額を見込んでおりますのは、予算編成時は医師の数、この定数を16人で見込んでおりましたが、4月の医師の異動では、常勤の医師が15人から11人に減少し、その後、6月に脳外科医、10月に循環器の医師が着任するなど、医師の確保も徐々に進んでいるところではありますが、医師数の減が予想以上に大きかったことにより収入減を招いたものでございます。さらに、診療報酬の改定率がマイナス3.16%と、これまでになく大きな下げ幅となりましたので、医業収益の減額補正が必要になったところでございます。

支出につきましては、主に医師数の減少に伴う給与費の減額、患者数の減による材料費の減額、このほか給食業務や清掃、ボイラー運転管理業務、医療機器の保守料などの委託料の減額を図りまして、134,287千円を減額するものでございます。

次に、第4条 議会の議決を経なければ流用できない経費の補正では、給与費の補正に伴い、939,225千円を893,081千円に改めるものでございます。

第5条 たな卸資産の購入限度額の補正では、材料費の補正に伴い、333,092千円を288,092千円に改めるものでございます。

3ページは実施計画の変更、4ページは資金計画変更、5ページから10ページにつきましては給与費明細でございまして、今回の補正の明細を示しております。

11ページからは補正予算説明書になっておりますが、概要を先ほど申し上げましたので、省略をさせていただきたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第159号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第10．第160号議案 平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第160号議案 平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収支の収入の営業外収益を25,842千円追加し、収益的収支の総額を1,634,253千円に、支出の営業費用で9,943千円を減額し、収益的支出の総額を1,582,665千円に、また、資本的収支の収入の繰入金を768千円追加し、資本的収入の総額を150,656千円に、支出の建設改良費に3,675千円を追加し、資本的支出の総額を642,250千円とするものでございます。

この内容につきましては、14ページからの補正予算説明書により説明させていただきます。

まず、14ページの収益的収入ですが、第1款．水道事業収益、第2項．営業外収益、第3目．他会計補助金25,842千円を計上しております。

この内容でございますけれども、高料金対策補助金が国の繰り出し基準資本比が175円に確定したために、当初見込んでいた178円との差額としまして、武雄市水道、北方水道で補正計上をお願いしています。

また、この175円になったことによりまして、山内水道事業分が国の繰り出し基準に該当するために11,697千円の増額をお願いしています。なお、山内水道の高料金対策補助金でございますが、今年度のみ繰り入れとなる見込みであります。また、武雄市水道事業の水源開発に係る償還につきましては、積算時の四捨五入の端数調整を行うもので、5千円の減額をお願いしています。山内水道事業の簡易水道の償還金につきましては、当初予算時の計上漏れでございます。

次に、15ページの収益的支出ですが、第1款．水道事業費、第2項．営業費用として9,943千円の減額をお願いしています。この内容でございますが、第1目．原水及び浄水費では、山内大野浄水場返送用ポンプと、次亜塩素素注入管の修繕費としまして278千円の増額をお願いしています。

次に、配水及び給水費では、上水道事業統合基本計画策定及び変更許可申請書作成事務委託料及び漏水調査委託料の入札減に伴いまして、13,884千円の減額をお願いし、本管及び給水管の漏水管修繕としまして3,470千円の増額補正をお願いしています。

また、あわせまして、職員給与費につきまして計上漏れがありましたので、増額補正をお願いしました。

続きまして、16ページの資本的収支でございます。

資本的収入の中の第1項・繰入金、第1目・他会計繰入金としまして768千円を計上しております。

収益的収入と同様に、武雄市水道の水源開発に係る償還分につきましては、四捨五入の端数調整を行うもので、5千円の減額をしております。山内水道の簡易水道につきましては、当初予算の計上漏れで773千円をお願いしております。

次に、支出でございますけれども、資本的支出の中の第1項・建設改良費、配水施設改良費として3,675千円の計上をいたしています。この内容であります、山内水道事業の津々良地区に送水しております送水ポンプ2台が修理不能となりましたので、新たに購入し設置するために増額をお願いをしたところでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第160号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11・第161号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第161号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正内容であります、収益的支出の営業費用に352千円を追加し、収益的支出の総額を62,364千円とするものでございます。

この内容につきましては、4ページからの補正予算説明書により説明させていただきます。

第1款・工業用水道事業費、第1項・営業費用、第4目・総係費の負担金では、矢筈ダム管理負担金の増額分として352千円の増額補正をお願いしております。これにつきましては、平成18年度の負担金の額の確定に伴うものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第161号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 12時22分